



マッチNo.【32】2回戦 2024/6/12(水) 19:00KICKOFF

トランスコスモススタジアム長崎

## ■ 観戦ルール／マナー

日本サッカー協会では全てのお客様が安全に安心してサッカーの試合を楽しんでいただけるよう、「JFA 試合運営管理規定」に基づき試合を運営いたします。

JFA 試合運営管理規定で定める禁止事項やセキュリティ上問題となる行為が行われた場合は、入場の拒否、施設からの退場および持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとらせていただきます。

特に悪質と認められた場合は、以降国内で開催されるすべての試合(Jリーグ及び各種連盟等が主催する試合を含む)についての入場をお断りすることがあります。

上記にて入場をお断り、または施設から退場していただいた場合のチケット代金は一切払い戻しをいたしません。

上記事項以外にも、当該試合を主管する都道府県サッカー協会や開催スタジアムが定めたルールを順守いただくようお願いいたします。

大会を運営する係員の指示を順守しない、または何らかの方策で騒乱を起こされた場合などにおいても、試合会場から退場いただき、以降の試合に来場観戦することをお断りすることがありますので、ご注意ください。

「JFA試合運営管理規定」の詳細は、本資料 P.7 をご確認ください。

## ■ 入場および横断幕掲出について

### 【入場待ち予約シートについて】

お1人様につき1枚のみの設置といたします。1シートあたり5名様までの場所取りが可能です。

シートの大きさはタテ・ヨコ共に1m以内とします。シートには代表者名、人数の記載をお願いいたします。

キックオフ 4時間30分前～ 設置可能です。(19時キックオフの場合、14時30分～)

※上記時間以前に貼られたシートについては、入場待ちと認めず、撤去させていただく場合もございます。

予めご了承ください。

※クラフト(紙)テープおよびガムテープ類の使用は禁止です。養生テープのご利用をお願いいたします。

### 【横断幕掲出について】

横断幕掲出の時間は、キックオフ4時間前から3時間30分前までとなります(19時キックオフの場合、15時00分から15時30分まで)。詳細は、本資料 P.4「横断幕掲出場所」をご参照ください。

### 【列整理・本人確認について】

列整理を、キックオフ 3時間15分前に行います。(19時キックオフの場合、15時45分～)

列整理とは、入場待ち予約シート貼りをされたお客様にその場所に戻って頂き、シート貼りをされたお客様の本人確認をさせて頂く時間となります。列整理の開始時点でその場に不在のお客様のシートは無効となりますのでご注意ください。

### 【入場ゲート】

N(北側)ゲート、メインゲート、S(南側)ゲート、バックゲートの4ゲートがございます。  
座席の種類をご確認の上、最寄りのゲートからご入場ください。

### 【再入場について】

スタジアムから退出の際は、スタッフにチケット半券の提示をお願いします。

### 【入場ゲートでのお預かりについて】

ベビーカーは各ゲートでお預かりしています。※その他、持ち込み禁止物のお預かりはしておりません

### 【スタジアムに持ち込めないもの】

入場口では手荷物検査にご協力ください。周りのご迷惑となる荷物と判断された場合は、持ち込みを禁止させていただきます場合がございます。

花火、爆竹、発煙筒、エアホーン等、試合運営管理規程に記載されているものなどは持ち込めません。

ビン、缶類、650mlを越えるペットボトルは持ち込めません。中身は入口で紙コップに移してご入場ください。

ペットを連れての観戦はできません(盲導犬、聴導犬を除く)。

### 【物販／飲食店について】

天皇杯では、V・ファーレン長崎ホームゲームで行われているキャッシュレス会計を行っておりません。

現金でのお支払いとなりますので、予めご了承ください。

## ■ 応援行為の可否について

応援行為および会場使用に関する禁止事項は、下記に記載の事項に加え、試合の運営または進行を妨害したり、他人に迷惑または危険を及ぼすなどの恐れがあるとスタッフが認める行為は、記載の有無に関わらず運営本部の判断で禁止できるものとします。

- 拍手、手拍子 : 全席種で可
- タオルマフラーを振る、掲げる行為 : 全席種で可
- 横断幕掲出 : 指定するエリア、サイズ規程内の横断幕のみ可(トラスタでの席貼り行為は禁止)
- ゲートフラッグ掲出 : 入場時、得点時等で一時的に可(周囲の観戦の妨げにならない場合のみ可)
- 立ち上がったの応援 : ゴール裏2F席のみ可、観戦時の座席移動は不可(スタンド前方へ移動して選手に声をかけるなど)
- 鳴り物(太鼓等)の使用 : ゴール裏2F席のみ可(21時30分以降、鳴り物の使用はできません)  
※自席でのみ、周囲の観客に迷惑とならない場合のみ可  
※太鼓は、手拍子の誘導、扇動をするために使用することができる  
※スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む  
※コンコースでの使用禁止
- お立ち台 : 安全に配慮していることが確認できていることを条件に、各ゴール裏エリアに1台のみ設置可。

- 大旗等を振っての応援 :ゴール裏2F 席のみ可(コンコースでの使用は禁止)。  
ただし、タテ 30cm以下・ヨコ 45cm以下・ポール長さ 43cm以下の小旗は全席種で可。
- メッセージ幕等を手持ちする行為 :ゴール裏2F 席のみ可(事前に文言の内容について申請が必要)
- 傘などを使用する応援 :ゴール裏2F 席のみ可(事前に申請が必要、また得点時など一時的な行為に限る)
- メガホンの使用 :全席種で可
- トラメガの使用 :ゴール裏2F 席のみ可
- × 観客席の上に立っての応援はできません。
- × 客席スタンド最前列の手すりを跨いで身を乗り出す行為、手すり付近で危険と判断される行為はできません。
- × 試合中、メインスタンド席及びバックスタンド席での立ち上がっての試合観戦及び応援行為はできません。
- × ゴール裏 左(N北サイド)での、V・ファーレン長崎グッズ(レプリカユニフォーム、タオルマフラー等)の着用及び使用はお控えください。
- × ゴール裏 右(S南サイド)での、カマタマーレ讃岐(レプリカユニフォーム、タオルマフラー等)の着用及び使用はお控えください。
- メインスタンド席及びバックスタンド席のグッズ着用可。(双方サポーターの方がお互いをリスペクトの上、マナーを守っていただきますようお願いいたします。)

## ■ 肖像等に関する日本サッカー協会からのお願い

競技場内その周辺において、本協会および各種報道機関が写真や動画(「写真等」)を撮影することがあります。写真等には、(1)来場者の肖像、(2)横断幕およびフラッグ等の製作物、(3)チャント等の音声などが含まれることがあり、下記目的のために利用されます。

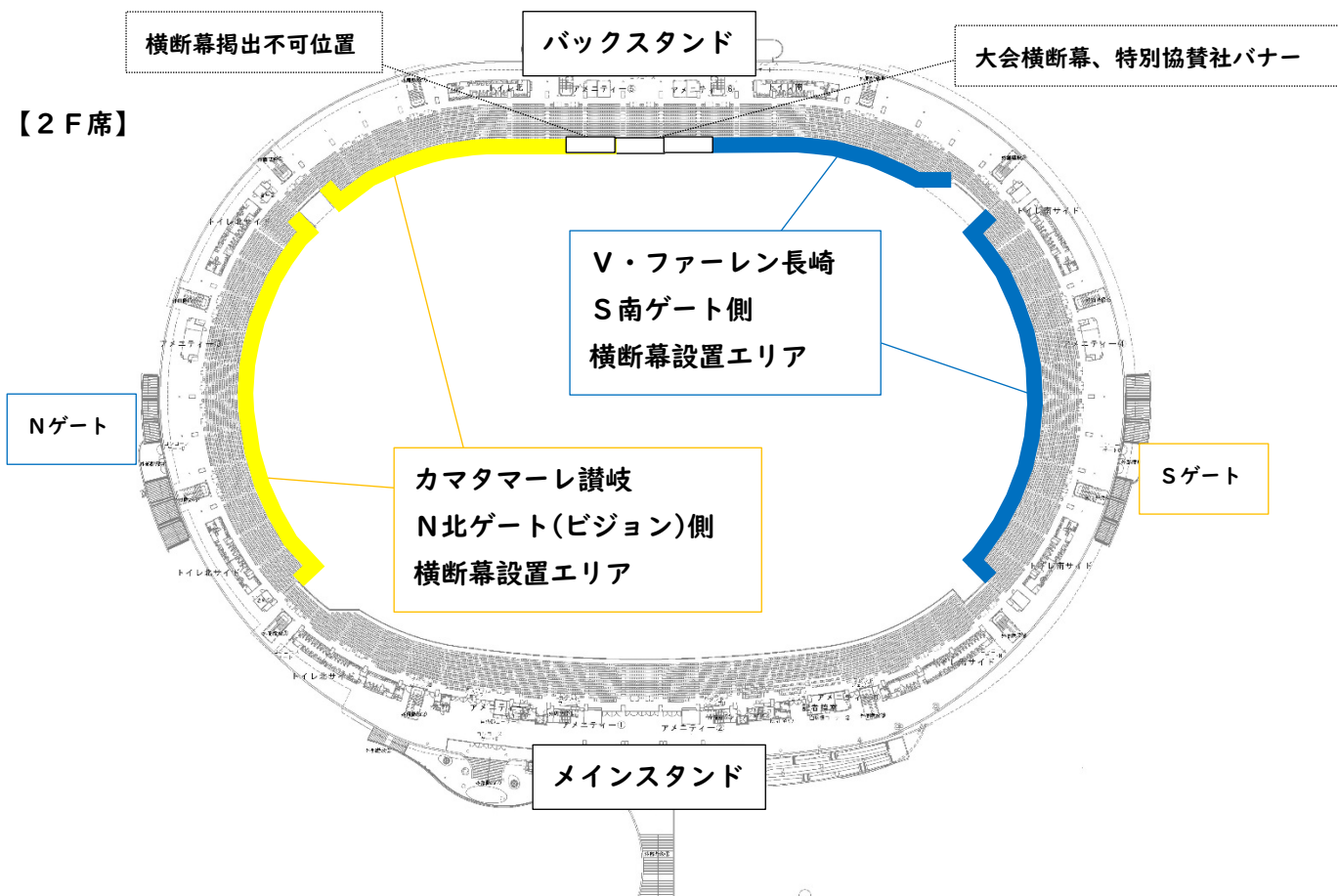
### 【利用目的】

- ① 試合(ハイライト映像を含む)の放送および配信
- ② 競技場内大型映像装置および場内設置モニターでの放送
- ③ ウェブサイト、動画配信サイト、SNS その他の媒体における広報利用
- ④ 各種事業に関するキャンペーン告知その他の宣伝広告物(媒体を問わない)への利用
- ⑤ 大会プログラム、映像作品その他の商品およびその販促物への利用
- ⑥ ニュース番組・関連メディアでの利用

また、本協会は、本協会が撮影した写真等の利用を以下の者に許諾する場合があります。

- ・本協会の協賛者および本協会が協賛または後援する者(上記③④の目的に限る)
- ・本協会が商品化権を許諾する者(上記⑤の目的に限る)
- ・各種報道機関(上記①及び⑥の目的に限る)
- ・都道府県サッカー協会その他の本協会の加盟団体(上記③の目的に限る)

上記について予めご了承いただきますようお願いいたします。



- ・手すり部分に幕をヒモや養生テープを使用して結んでください。ガムテープ類での貼り付けはできません。
- ・掲出可能とするエリア以外には場内場外を含め掲出できません。必ずスタッフの指示に従ってください。
- ・席貼り、緩衝地帯、座席後方の手すり、壁、通路への掲出はできません。
- ・誹謗・中傷・差別的な幕の掲出は禁止です。見つけた場合には、係員が撤去しますのでご了承ください。
- ・その他、ほかのお客様の迷惑になる等、不適切な掲出と判断されるものは撤去させていただきます。

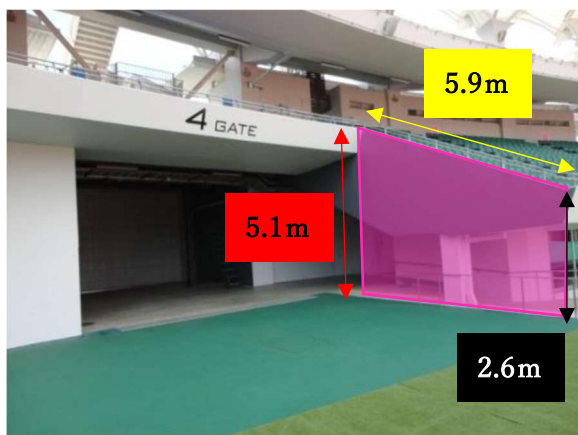
**【掲出時間について】**

※14:50 より係員が事前に説明を行います。掲出する方は、N北ゲート(カマタマーレ讃岐)、S南ゲート(V・ファーレン長崎)階段下までお越しください。

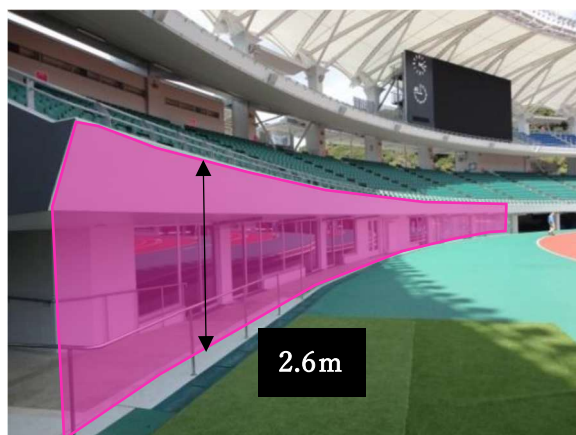
※15:00 ~ 15:30 までを事前の掲出時間とし、スタンドに入ってください。15:30 までに掲出できない場合、開場後(16:00~)の掲出となります。

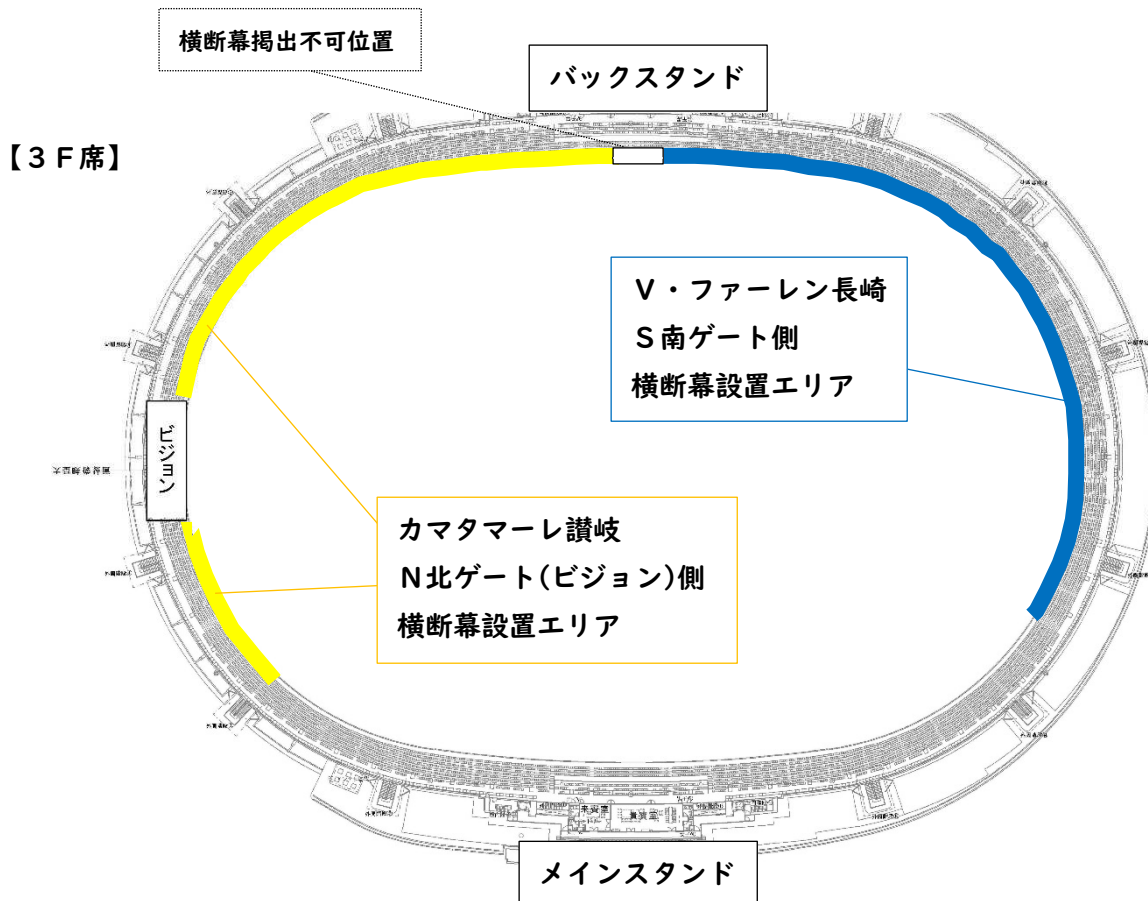
**【掲出可能場所 (ピンク部分)】**

2F席側面手すり部分



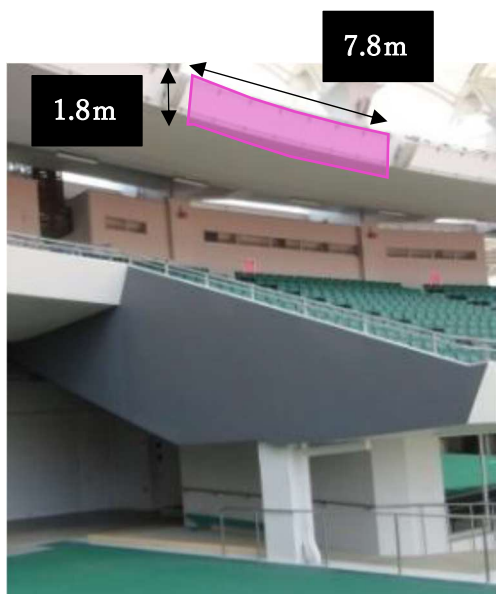
2F席前列手すり部分





【掲出可能場所 (ピンク部分)】

3F席前列の手すり部分



※3F席前列の手すりより掲出する場合は、高さ1.8m以内の物に限ります。(ヒモを含む全長)

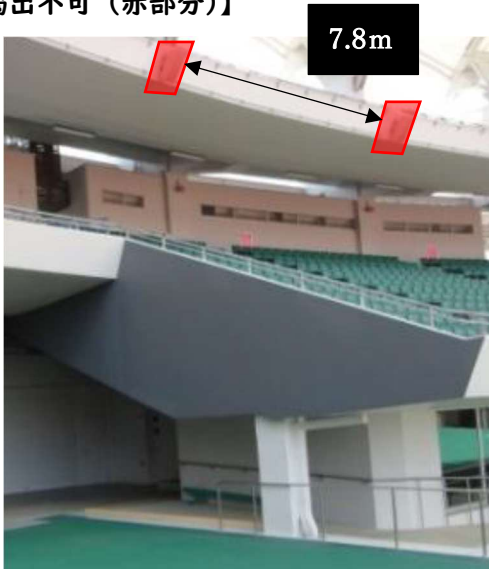
※3F席より掲出する場合、下方(2F席含む)を紐で固定または紐を垂らしたりすることはできません。

※通路を遮るような掲出をしないでください。

※2F席3F席とも、手すりからの掲出のみ可能です。壁や、床面への直貼りはできません。

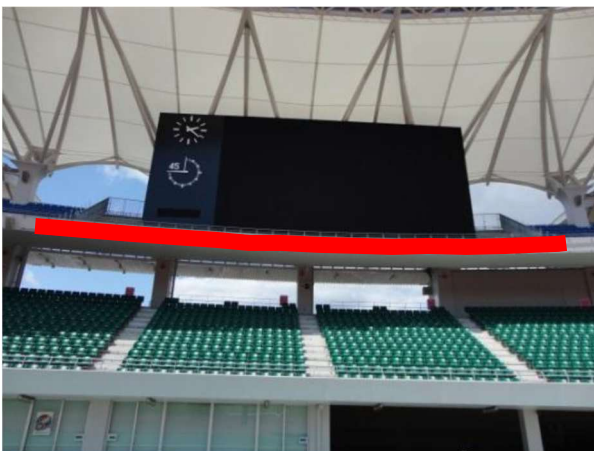
※ビジョン下または付近に掲出することはできません。  
また、横断幕がスピーカーに当たらないように間隔を空けて掲出してください。  
スピーカー間の距離は、7.8mです。  
スピーカーに被せての掲出はできません。

【掲出不可（赤部分）】



※スピーカー付近

3F席より掲出する場合、横断幕がスピーカーに当たらないように間隔を空けて掲出してください。スピーカー間の距離は、7.8mです。



※ビジョン下

または付近に掲出することはできません。



※各ゲート（1～4ゲート）上の手すりには掲出できません。また、緊急車両入退場の妨げになるような掲出はできません。

【注意事項】

- ・ビッグフラッグ、メッセージ幕、観戦ルールに記載されていない応援行為等については事前に申請が必要となります。
- ・お客様がいない席でも、席貼り・緩衝地帯・座席後方の手すり・壁・通路への掲出はできません。
- ・過度な広告、企業メッセージ、スポンサーロゴが掲出されている場合、掲出不可といたしますのでご了承下さい。

## ■ 試合運営管理規定

公益財団法人日本サッカー協会（以下 JFA という）が主催する試合については、下記の規定に沿って運営いたします。禁止行為、持込み禁止物等を記載しておりますので、ご参照の上ご入場くださいますようお願い致します。

### 第1条（目的）

この規定は、JFA が主催する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフ、警備従事員及び関係者等の安全を確保することを目的とする。

### 第2条（定義）

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 試合…JFA 主催試合全てをいう。
2. 施設…試合運営のために、JFA が管理するスタジアム、その関連施設及び区域一切をいう。
3. 運営・安全責任者…施設の全般的な安全と運営に責任を有する者であり、JFA 専務理事又は代行者をいう。
4. 警備従事員…大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

### 第3条（規定の対象）

この規定は、施設に入場しようとし、又は入場したすべての者（施設内若しくはその空中に物を侵入させ、又は施設周辺から試合に対して影響力を及ぼそうとする者を含む。以下同じ）に適用される。

### 第4条（禁止行為）

施設に入場しようとし、又は入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 正当な入場券又はア kredィテーションカード等を所持せずに施設に入場すること（なお、試合日に限らない）。
2. 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
3. ビン、缶、ペットボトル(※)、エアホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。※ペットボトルの持ち込み制限は、試合や施設の状況に応じて設定される。
4. レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
5. 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
6. 他人（審判、選手、コーチ、スタッフ、サッカー観戦者、警備従事員、JFA 役職員その他本人以外の一の者を含む。以下同じ）に対する暴力行為をすること。
7. 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を持ち込むこと、又は飛行させること。（施設外からの操作を含む）
8. 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。また、他人の観戦に支障を及ぼすおそ

- れのある大型の物（ビッグフラッグ等）を持ち込み、使用して応援をすること。尚、JFAの事前の許可を得た場合はこの限りでなく、許可の基準及び手続きは、別途JFAにおいて定める。
9. 動物の類（介助犬・盲導犬・聴導犬を除く）を持ち込むこと。
  10. 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
  11. 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為をすること。また、公序良俗に反する発言又は行為をすること。
  12. アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、又は施設においてこれらの影響により酩酊し、他人を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の行為等を阻害し、迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。  
（酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態をいう）
  13. 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。
  14. フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
  15. 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
  16. 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
  17. 面会を強要し又は居座ること。
  18. 通行の妨害となる行為をすること。
  19. 所定の場所以外で喫煙をすること。
  20. 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
  21. 勧誘、演説、集会、街宣、布教、デモ等の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。
  22. 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
  23. 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを含む）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
  24. 営利目的や選手・スタッフの肖像権の侵害となる写真撮影、及びビデオカメラやスマートフォン等による試合動画の撮影、インターネット配信、三脚等を含む大きな機材の使用、また他のお客様の観戦や試合運営を妨げる撮影行為をすること。
  25. テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
  26. みだりに施設外で氣勢を上げ騒音を出すこと。
  27. 法令（法律、条例等）及び試合や施設ごとに別途定める観戦ルール/マナーに記載される禁止行為及び記載事項に反する行為をすること。
  28. 試合の運営又は進行を妨害し、他人に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。
  29. その他JFAが禁止する行為をすること。



## 第5条（施設に関して）

施設に入場しようとし、又は入場した者は、次の各号に該当する行為を遵守しなければならない。

1. 入場券又はアクレディテーションカード、身分証明書等の提示を求められたときは、これを提示すること。
2. 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
3. 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備従事員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

## 第6条（販売拒否事由）

JFAは、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。またその者が自ら又は第三者を通じて入場券を取得した場合、JFAはその者に対し入場を拒否することができる。

1. 暴力団又はこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という）
2. 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者
3. 自己又は第三者の利益を図る目的等で暴力団等又は暴力団員等を利用している者
4. 暴力団等又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者
5. 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
6. 第7条に違反して入場券を取得する者
7. その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があるとJFAが判断した者

## 第7条（転売等の禁止）

何人も第三者に対し、JFAの事前の許可を得ることなく、入場券を転売し（業として入場券を有償で譲渡することをいい、インターネットオークションを利用するものを含む）、又は転売することを目的として入場券を取得してはならない。ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、かつ、JFAが設定した販売価格を超えない価格で譲渡された場合については、この限りではない。

## 第8条（入場拒否、退場命令、物の没収）

1. 運営・安全責任者は、第4条又は第5条の規定に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとることができる。
2. 運営・安全責任者は、前項に該当する者に対し、JFAが被った損害（当該者の違反行為を理由としてJFAに科された制裁に起因してJFAが被った一切の損害を含む）の賠償を請求することができる。
3. 運営・安全責任者は、第1項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催されるJFA主催試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。尚、無期限に入場を拒否する処分を科す場合は、JFAは当該処分の内容（処分対象者の個人情報を含む）についてJリーグ及び各種連盟に共有するものとし、JFA主催試合に加え、その間の日本国内で行われるすべての試合（Jリーグ及び各種連盟等が主催する試合を含む）の入場を禁止する可能性がある。また、Jリーグ及び各種連盟等がその

主催する試合において無期限に入場を拒否する処分を科した場合も同様として、運営・安全責任者は、当該処分対象者につきその間の JFA 主催試合の入場を禁止する可能性がある。

4. 運営・安全責任者により入場を拒否され、又は施設からの退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

#### 第 9 条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。